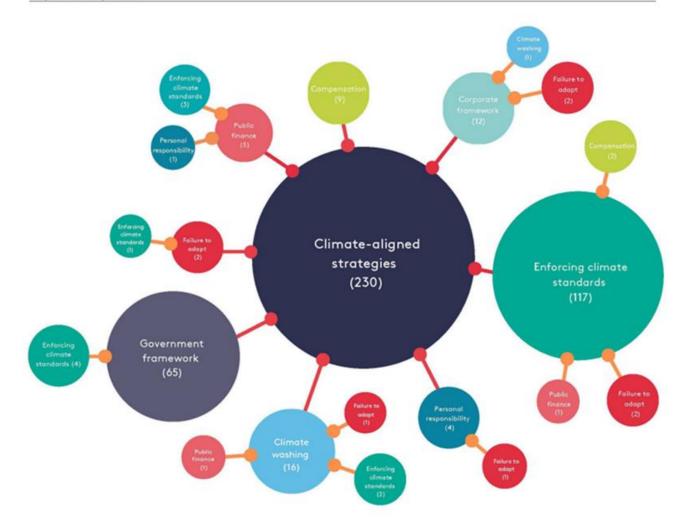
気候訴訟最前線

国・事業者の排出削減を法的義務へ

2023.5.29 気候ネットワーク・気候訴訟最前線 浅岡美恵・弁護士

市民・NGOの挑戦 &「気候に配慮した法律家」 弁護士と裁判官には、気候危機回避に貢献する役割

Figure 1.7. Combinations of strategies identified in strategic cases filed outside the US since 2015 (up to 31 May 2022)



Source: Authors using CCLW data

オランダ、ベルギーで勝訴をもたらしたものは? Roger COX: Revolution Justified (2012) 戦略的訴訟 排出削減を法的義務に 気候危機回避は司法にかかっている!







2012年



ベルギーKlimaatzaak訴訟 2021.6 ブリュッセル地裁勝訴 控訴審中

オランダMilleudefensie 2018年 ハーグ地裁提訴 2021.6 シェルに勝訴 控訴審中

Webinar Shellcase on Vimeo

2016

NGO Urgendaはなぜ、司法の場に?

- ・危険な気候変動の回避に、国連を主要フォーラムとする国際合意を目指す交渉 (COP)の役割と限界
- 排出量を残余のカーボンバジェット内にとどめ、気温上昇を2℃(1.5℃)に抑えるためには、排出削減を義務としなければならない
- ・基本的人権が侵害される一それは法的問題 で、裁判所マター
- 判決によって政治的帰結を伴うことは、判 決が政治的判断であることを意味しない。

- ・COP15 コペンハーゲン会議は 失敗に。IPCCAR4、COP16・カン クン温度目標合意で、削減の枠組は 定まった
- ・温度目標とカーボンバジェットを 前提に
- ・国連では既に、人権問題としてと らえられていた
- ・因果関係問題を枠組み訴訟で乗り越える(オランダはシェルの本拠)

司法

科学の提言

政治交渉

国際合意

経済性

1990年 IPCC第1次レポート

1995年 IPCC第2次レポート

1992 気候変動枠組条約

1997 COP3京都議定書



2007年 IPCC第4次レポート

気温上昇2℃目標

2050年80%削 減(環境基本計画に) 先進国2020年25~40%削減 G8ラクイラ・サミット (2008年)

2010 COP16カンクン合意

気温上昇2℃目標

2011~ 再エネコスト 低下・競争力

市民が 気候変 動訴訟

2010 カンクン合意(2°C目標) 2013~14年 IPCC第5次レポート G7エルマウ・サミット(2015年)

2015 COP21 パリ協定

1.5-2℃目標、実質排出ゼロへ

パリ協定発効 2016

世界経済の脱炭素化へ

2018年10月 IPCC1.5℃特別報告 (2050年ネットゼロへ)

2019年10月IPCC海洋・雪氷圏特別報告

2021年8月~22年4月 IPCC第6次レポート(AR6)

2021 グラスゴー気候合意

勝訴判



REVOLUTION







NGO Urgendaと886人の原告たちの挑戦(2013) 2015年6月 ハーグ地裁判決言渡し



Urgendaのホームページ。2019年12月20日最高裁判決とあわせて紹介

メアリー・ロビンソン UN人権高等弁務官、元アイルランド首相



Urgenda最高裁判決の意義

・マドリッドでの国連気候変動会議(COP25)で、GHG排出削減加速の緊急性を明確にできなかった。我々は、パリ協定の約束を実現できないおそれがあり、語られない人権侵害が広がっている。

オランダ最高裁判決は、政府に、気候変動に対し、自 らの削減目標を十分に引き上げる道義的責任だけでな く、法的責任があることを明らかにした。我々の人権 はそこにかかっている。

Urgenda訴訟:フレームワーク訴訟 国の削減目標の強化、計画の強化を焦点とする訴訟

- ・国内司法裁判所へ 削減目標引き上げ、計画策定、実施
- ・欧州人権裁判所へ 却下決定を乗り越えるために
- 国連人権委員会などへの訴え Pabai Pabai & Guy Paul Jabai v. Commonwealth of Australia Petition of Torres Strait Islanders to the United Nations Human Rights Committee
- 国際司法裁判所の勧告意見を求める

日本の石炭訴訟:間接的な枠組み代替訴訟?

Urgenda 訴訟の戦略

Dennis Berkel

- 戦略的訴訟を提起し、達成しようとしたこと
 - 社会と政治における議論を置き変える
 - 訴訟手続きを通して、気候変動の脅威の重大性、現在の危険であることを伝える。
 - 市民は気候保護を受ける権利がある。すべて政治任せではない。
 - 気候保護を法的義務として確立する
 - 市民の支持を得る→国を敵視しない
- 裁判所・訴訟を提起した理由
 - 一政治は気候危機に対応できない。認識を共有しても、行動には抵抗。背後に化石燃料業界ロビー 一訴訟で重要なのは事実!政治に便利な事実ではなく、科学に基づく政策に転換 ・ IPCCの結論: 政府も参加した事実(争いのない事実)
 - - ・影響:破滅的なものとなる可能性
 - ・影響:排出行為から遅延して現れる
 - 影響:不可逆的
 - ・影響: 今、行動しなければ、回復できない 大気汚染などの影響との違い
- 裁判所は民主主義法治国家の第3の権力
 - 気候保護は必須。対策をとるかどうどうかではなく、どのような対策を講じるべきか
- 法的根拠
 - ー不法行為法の一般原則 善管注意義務 Duty of care開かれた規範(既存の環境法では不十分) ー基本的人権 生命・健康に対する権利、私生活の権利



The people who are crazy enough to think they can change the world are the one who do. (Steve Jobs)

現在の私た ちにも示唆 に富む指摘

国には、危険な気候変動による人権侵害から国民を保護する義務

→ 2°C (1・5°C) 目標の経路に整合する応分の排出削減義務

不法行為法と基本権: 開かれた規範をどう 活用するか?

オランダ民法第6章162条 Duty of Care

- 不法行為は、他人の権利を侵害する行為であり、法律で定められた 義務や不文律で定められた社会通念に反する行為・不作為は、常にそ の行為に正当な理由がない限り、不法行為とみなされる。

- 国際条約 原則
 - 無害主義 → 「自分の」汚染に対する責任。
 - UNFCCC → 各国が「自分の」役割を果たす。
 - 国際私法:部分責任 (不当な行為に対する国家の責任に関する条文案47条)
 - Common But Differentiate Responsibilities → 先進国がリードする。
- COP気候交渉
 - カンクン2010:温暖化を2℃に抑える
 - ・ 附属書1国 2020年までに25~40%削減(1990年比)
 - パリ協定(2015):温暖化を1.5℃に抑える努力を追求

オランダ最高裁判決2019・12・20(地裁・高裁判決も同旨)その1

https://uitspraken.rechtspraak.nl/inziendocument?id=ECLI:NL:HR:2019:2007

【危険な気候変動によるhazardは、<u>現実(real)かつ切迫(immediate)</u> した人権侵害】

- 2°C、さらに1.5°Cの限度を超えて上昇すれば、極端な暑さ、極端な 旱魃、極端な降水、生態系の攪乱、氷河や両極の氷冠の融解による 海面上昇(オランダは1/3が海面以下)、テッピング・ポイントにも至る。
- これらの一部は、既に生じている。
- 地球上の多くの人々の生命、幸福や生活環境を脅威にさらす。
- *「切迫した」とは: 「短時間内に現実化する即時性」をいうのではなく、「問題の 危険がそれに巻き込まれる人々を直接脅かすこと」 時間をかけて現実化する場合も含む。
- *原告はIPCC報告、COP決定を前提事実として主張
- *被告国も危険な気候変動の影響を認めていた

Urgenda訴訟 オランダ最高裁判決 その2

残余のカーボンバジェットが基礎

「小排出国」オランダ: 応分の削減義務

【世界全体に占める割合は多くない (0.5%)が、応分の責任】 過去の排出量、対応可能性など)

- 危険な気候変動の防止は世界が共同して対応すべき問題
- ・オランダは欧州で一人当たり排出量が最も多 い国
- ・危険な気候変動に対する措置は世界全体で とるべきだが、措置の分担分から明らかに下 回っているのかとの観点から、<u>裁判所は、国</u> の措置が低きに過ぎるか否かを判断できる。

「気候政策は行政に裁量権、政治の領域」との国の主張を排斥

- ・危険な気候変動が存在し、これに対処するための措置が緊急とされていることを、国も認める。
- ・国に、国民を危険な気候変動から保護するための適切で効果的な措置をとる義務一<u>裁判所</u>は措置の適切性を審査できる
- -25%削減の方策の選択、必要な立法は国に残されている

オランダ・地裁判決以降、オランダ国内・外で起こったこと

• 2015年6月 ハーグ地裁判決

オランダ政府の対処

- 2016年 2025年以降、新車を100%ゼロエミ車に
- 2017年 2030年までにすべての石炭火力を廃止
- 2018年5月 2030年目標を90年比49%削減
- •2018年10月 ハーグ高裁判決
- 2019年12月 最高裁判決



Urgenda判決の気候訴訟への波及効果

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
IPCC パリ協定	AR5		PA採択	PA発効		1. 5SR			COP26	COP27	
Urgenda+866人	提訴		ハーグ地 判決			ハーグ高 判決	最高裁				
ベルギー Kliaatzaak+76000			提訴						地裁判決		
USA			Juliana 提訴	オレゴン 決定						Navahine F.	9.26trial Navahine F.
ニュージーランド			学生たち		目標改定						
パキスタン			農夫								ECtHR
スイス					高齢女性	却下		最高裁 却下			
アイルランド					提訴			最高裁			
仏(行政裁判所)							提訴		決定		
独(憲法裁判所)							提訴		決定(憲 法裁)		
Milleudefenie他6 Royal Dutch Shell						提訴				地裁判決	

アイルランド最高裁2020年7月31日判決2020年削減計画不十分

- オランダNGO Urgenda のハーグ地裁判決を受けて、提訴
- ・ 地裁は2019年に棄却していたが
- •2019年12月 オランダ最高裁判決
- 2020年2月 緊急性のあるケース 最高裁で審理
- ・2020年7月31日 最高裁判決 パリ協定後のアイルランドの計画 長期目標と整合していない。



2021年 フランス国務院 グランド=シント(Grande-Synthe)とその町長の原告適格認め、 2022年末までに対策強化を命じた

2021.3.24 イノバウアー事件 ドイツ憲法裁判所判決

【主文】

連邦気候保護法の2030年目標と各年の許容排出量を定めた 規定は、憲法上の要求を満たした2031年以降の削減目標の 定めを欠いている限りにおいて、基本権と相いれない。

連邦議会は、遅くとも2022年12月31日までに、2031年以降の削減目標を定めなければならない



【理由】

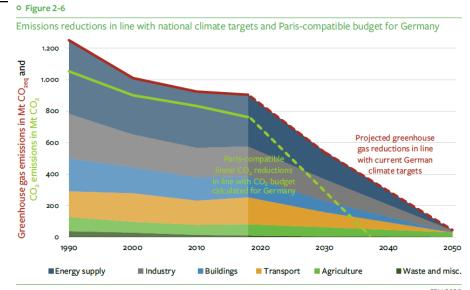
- ・人間によって引き起こされた気候変動は、CO2排出を削減することによってしか抑止することができない(31)
- ・<u>生命身体の保護を求める基本権は、気候変動によって生命身体が危険にさらされる場合に</u> <u>もあてはまる</u>。99
- ・原告適格 多数の人々が制約されるというだけで、個人的な基本権侵害が否定されるわけ ではない。際立った特別な制約は原則として要求されていない。
- ・温室効果ガスの濃度増加と温暖化は現在のところ元に戻せない。・・・これ以上の温暖化が許されない水準に達したら濃度を増加させない中立的な排出量まで削減することが憲法上の気候保護義務となる。基本法20条aは気候中立化を実現することをも目指している。198

rch term

ドイツ憲法裁判所決定(2021.3.24) 国の残余のCO2バジェット(人口割)を基礎に



- (118) 自由が失われる可能性の程度を左右する重要な要因のひとつは、気候変動に取り組むために憲法上いつかは必要となる「気候中立への社会的・経済的移行を行うために残された時間」。
- ・(203) 国家は、他の国の温室効果ガス排出を指摘することで、その責任を回避することはできない。
- (219) 有識者会議では、IPCCの数値を基に2020年以降の具体的な国の残余のカーボンバジェット量を 6.7 ギガトンと算出。世界平均気温の上昇を1.75℃に抑える目標を67%の確率で達成する場合のもの
- ・ (225) 世界の CO2 の残余のバジェットの国別シェアの配分方法のうち、諮問委員会は、一人当たりアプローチ、即ち、現在の人口規模での配分を採用。2016年の世界総人口に占めるドイツの割合1.1%。
- (233) その結果の<u>6.7ギガトンの残余のCO2バジ</u> ェトのうち、2030年以降に残るのは1ギガトン以下。
- ・(192)将来の自由の制約の進路は、現在の許容排出量で定められる。将来の自由に対する影響は、 進路を変えることができる現時点で、バランスの とれたものにしなければならない。
- ・(249)将来の自由を守るうえで重要になるのは、立 法者が<u>出来る限り早い時期</u>に必要な発展と実行のプロセスに着手し、<u>2030年以降の見通し</u>を作り、同時に発展に向けた十分なプレッシャーと計画的な確実性をもたらすこと。



自国裁判所で「却下」。さらに、欧州人権裁判所に挑戦(2023.3)

スイス高齢女性 (the Klimaseniorinnen, Senior Women for Climate Protection)

スイスの高齢女性たちグループが2017年5 月にUrgendaと同様の訴訟をスイス連邦行政 裁判所に提訴。2018年11月に日本の神戸石炭 火力訴訟や横須賀石炭火力訴訟と同様の理由 で却下され、2020年5月にスイス最高裁判所 も却下された。

そこで、高齢女性たちは、2021年に欧州人 権裁判所に申し立て、3月29日に、フランス ケースとともに、ヒアリングが行われること になった。

ポルトガルのケースは9月にヒアリングが 予定されている。



オランダなどでの成功は、欧州人権条約があったから?

- オランダ判決の基礎にある基本の法原則は欧州人権条約に 特有のものではない。
- 基本的権利の保護と開かれた義務規定は、あらゆる国の法制度に存在する(日本では人格権侵害と呼ばれている)
 Fundamental Rights and 'open norms'
 present in all legal system
 - Australia: 'duty of care' in tort law
 - South Korea: Constitution Right to life and clean environment
 - パキスタン ラホール高等裁判所 気候変動は基本的人権の侵害。国は適応と緩和の両方 を行う義務







気候危機回避への企業の責任 シェル事件から

- 企業は国連ビジネスと人権指導原則(UNGPs)を順守すべき
- 人権と気候には明確な関係がある
- ・企業はそのサプライチェーンを通して人権を尊重すべき責任がある
- 企業はスコープ3に対する責任をとるべき
- 他社の行動にかかわらず
- 裁判所は親会社の補助金の責任を認識
- ・企業は2050年ネットゼロに向けて動いていることを認識
- 目標は明示的に提示されるべき グリーンウオッシュではなく
- 裁判所は排出削減経路について法的拘束力のある基準を示したものではない

シェル事件の争点1 エネルギー移行は政治問題?スコープ3の削減の責任は誰に

シェル

- ・エネルギー移行政策は政府の仕 事。裁判所マターではない
- ・スコープ3の排出はシェルではなく、エネルギー消費者の責任

1 - Division of powers

Shell

Governments should steer the energy transition, not courts

MD

- -Yes, in principle, but they don't really, governments and legislation can be influenced by fossil money and lobbying, the court is neutral and objective
- There is a governance gap for multinationals, that courts need to fill

milleudefenie

- ・政府も行うべきだが、政府や議会 は化石業界のロビーの影響を受け ている。中立的で客観的判断は裁 判所に
- ・自社の製品による危害の削減は製造者の責任。消費者や政府に転嫁 しえない。

2 - Scope 3

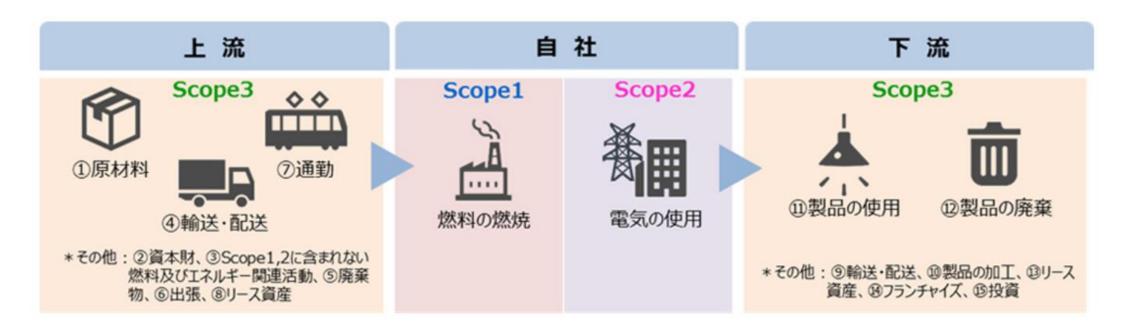
Shell

Not Shell is responsible for scope 3 emissions but the end-users

MD

 Shell has it's own responsibility to reduce harm caused by its products. That responsibility cannot be delegated to consumers or governments

サプライチェーン全体の排出量 Scope 1~3



Scope1:事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope2:他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3: Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

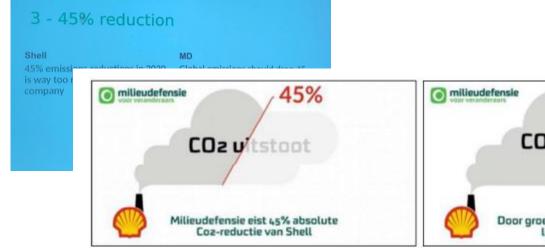
シェル事件の争点2 シェルの削減義務の内容・意義は?

シェル

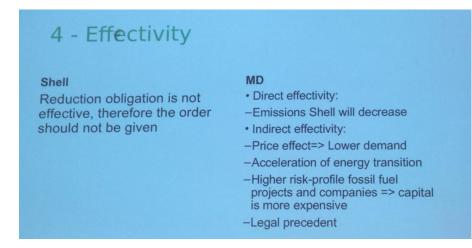
- オイル・ガス業界は2030年までに 45%削減は重すぎる
- ・排出削減の義務化は実効性がない
- シェルの目標は十分

milleudefenie

- 1.5°Cの経路と整合するために2030 年に45%削減が必要。共通だが差 異ある責任によればより多く削減
- 効果あり
- ・目標は低い







<u>オランダ・ハーグ地裁(2021.6.18)</u> <u>シェル・グループに歴史的判決</u>

2018.4 シェルに通告

2019.4 提訴

2020.12 ヒアリング

2021.6 判決

2021.8 シェル控訴

サプライチェーン全体で、

2030年までに2019年比45%削減を命じた



- パリ協定と一体となるパリ決定で、温度目標の実現には、締約国だけでなく、市民 社会、民間企業、金融機関パリ決定、自治体ど非国家の主体の行動の拡大が必要と されており、広い国際的合意がある。
- 1.5℃目標の実現には、残余のカーボンバジェットを踏まえ、CO2排出量を、2030年までに2010年比45%削減、2050年ネットゼロとすべきとの国際的コンセンサスがある。ネットゼロへの経路についての議論はある。
- これは、オランダ民法による**不文の企業の善管注意義務**と解することができ、シェルグループのスコープ 1 ~ 3のCO2排出量を、2030年までに2019年比で45%削減すべき。2010年よりも2019年の排出量が多いので、これを基準とすべき。

気候変動と企業の責任ペルー・サウル vs RWE事件から

法的因果関係と帰責原因

- ・法的な部分的因果関係を決定するにあたっては、気候変動が特定の 極端な気象現象を増幅する役割を果たしていることを確認すること で十分。
- ・法的因果関係の基準と証拠の要件は、ドイツ法における気候被害に 対する主要なCO2排出者の(比例的)責任について、克服できない 障害ではない。
- ・人為起源の気候変動は、因果関係が消えてしまうブラックボックスではない。
- 誰も責任を負わないランダムな現象ではなく、気候の被害は法的に 帰責性がある。

2018年 Will Frank

Attribution Scienceの役割



The climate case



ペルー事件 弁護士25

化石燃料使用規制を遅らせる オイル・ガス、火力業界

脱化石を加速させ気候危機を回避 科学、国連、司法

- 1950年代末~1980年代 エクソンなどは、化石燃料の大量消費の継続 による気候変動のもたらす結果を、最高の科 学の成果を通して、詳細に知っていた。
- 一貫して、化石燃料関係企業の大金を投じた 政策決定者へのロビーイング
- 1990年代 温暖化懐疑論の策定、拡散 GCC
- ・2000年代 懐疑論ではなく、学術界に介入
- グリーンウオッシング広告 再エネ事業広告
- グリーンブランディング広告

Exxon グリーン水素

米国で生産される水素のほぼすべてが化石ガスから作られていることを省略(JERAアンモニアも同じ?)

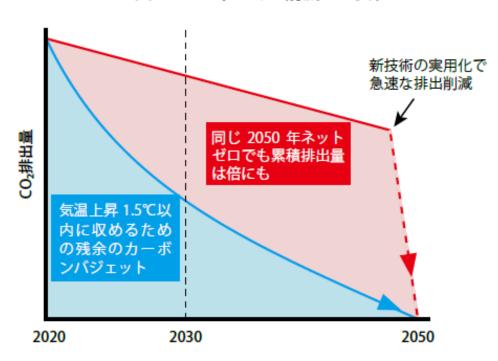
米国 気候危機を回避への法的チャレンジ

•IPCC設立

- •1997年
 - ・米国州政府vsタバコ産業 損害賠償和解
 - •京都議定書採択
- 2010代 消費者法の活用
- ・州政府vsオイルメジャー 損害賠償請求2017年~
 - ・明らかにされたオイルメジャー戦略の内幕
 - ・グリーンウオッシュを問う

訴訟の焦点:2030年までの経路

図 2030年までの削減の重要性

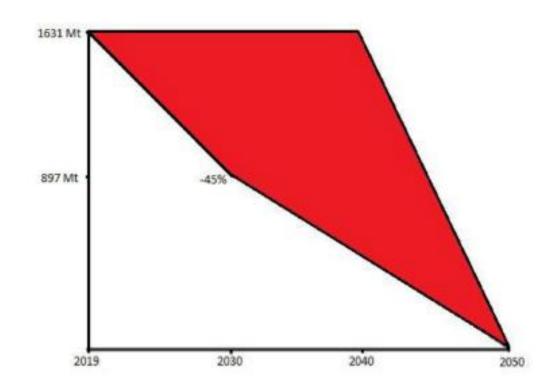


青線:1.5℃に向けてすぐに排出削減に取り組むシナリオ

1.5℃に抑えるための世界全体の経路のイメージ。先進国はより早期に大きな削減が必要。

赤線: 当面の削減が 2050 年にネットゼロであれば良いという削減先送りシナリオ 排出総量が 1.5℃に抑える残余のカーボンバジェットを超え、3℃にも。2050 ネットゼロの実現も危うくなる。

IPCCAR6 等をもとに気候ネットワーク作成



Milleudefense Shell訴訟から

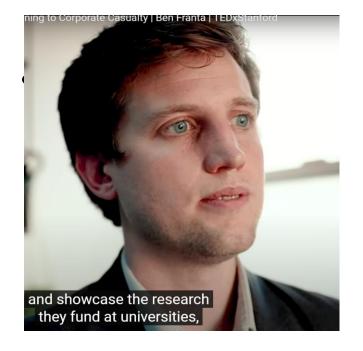
これからの気候訴訟を支える若い科学者たち

オックスフォード大学

Climate change attribution & legal causation

Rupart Stuart-Smith

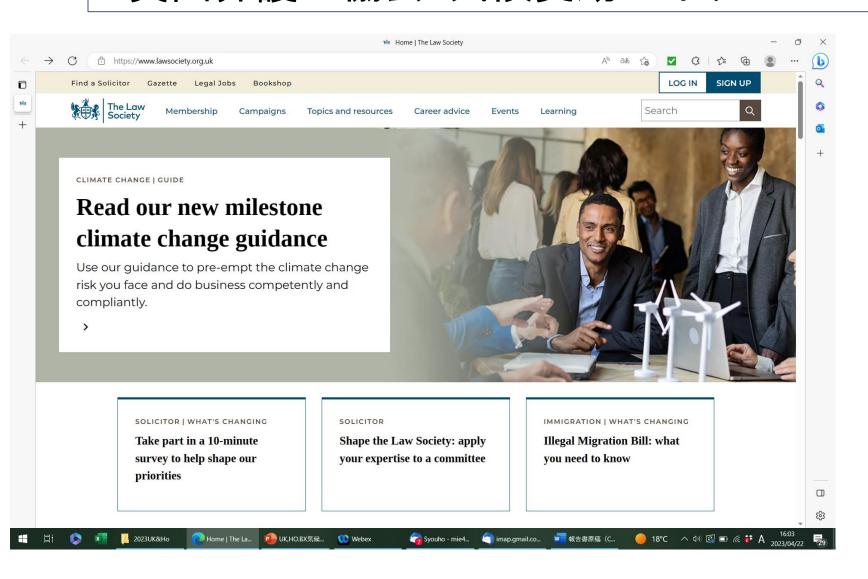




 Climate Greenwashing Litigation Benjyamin Franta

Corporate Greenwashing: The Lawyers Are Coming (ECGI)

The Law Society (TLS) CLIMATE CHANGE GUIDE 英国弁護士協会 気候変動ガイダンス 2023.4



弁護士は、気候変動による法的リスクを考慮する必要:

- ・物理的・移行のリスク
- ・既存の法律や規制の要件が変わる
- ・依頼者の期待、注意義務、 能力要件の変化
- ・助言する取引や事項、依頼者の開示・報告義務に影響
- ・「グリーンウオッシュ」へ の対応・・・